

特定非営利活動法人エイティエイツバレーボールクラブ定款

第1章 規則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エイティエイツバレーボールクラブという。
ただし、略称は88バレーボールクラブ又は、エイティエイツとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バレーボールでの交流を通して地域交流を図り、現代社会で失われつつある地域社会に必要な人間関係の構築を図ることを目的とする。

豊かで健全な地域社会を構築するには、行政や企業とパートナーシップの形成を推進し、バレーボールを通して養われる「体の健康」「心の健康」を育成するのが最大の事業とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次にあげる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子供の健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) バレーボールに関する技術指導及び講習会の提供事業
- (2) バレーボール活動を行う個人・団体の交流、協力関係を推進し、ネットワークを構築する事業
- (3) バレーボール活動を行う団体育成及び活動がより円滑に出来る環境の基盤整備事業
- (4) 学生のバレーボール活動を推進するための指導者の育成、確保、派遣事業
- (5) バレーボール活動を担う人材育成のための研修、活動の場の提供活動
- (6) 生活文化行政に対する提言活動事業
- (7) 学校教育等におけるバレーボール教育プログラム提供事業
- (8) バレーボール活動に資する資金の調達及び提供・支援事業
- (9) バレーボールに関する情報の収集・提供及び調査研究事業
- (10) スポーツ施設の運営企画。管理事業

- (11) 障害者等におけるバレーボールプログラム提供事業
- (12) バレーボール団体を対象に大会（試合）の実施事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同して事業を支援する個人、団体及び法人

（入会）

第7条 この法人会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は前項の申し込みがあったとき、その者が第3条の目的に賛同し、第4条及び第5条の活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会及び会費）

第8条 会員は入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会において定める。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、かつ催告後3ヶ月を経ても納入しないとき
- (4) 除名されたとき

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、常任理事会において出席した常任理事の3分の2以上の議決に基づきこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない

（抛出金品の不返還）

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

第 4 章 役員及び顧問等

(役員の種類及び定数)

第 13 条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 10 人以内とする。

(2) 監事 1 人以上 3 人以内とする。

2 理事のうち 1 人を理事長、2 人以内を副理事長とする。

(役員を選任等)

第 14 条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認めた場合は理事にあっては 3 人、監事にあっては 1 人を限度として正会員以外の者を理事又は、監事に選任することを妨げない。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため役員を緊急に選任することが必要であるときは、前項の規定に関わらず理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 理事長及び副理事長は理事会において理事の互選により定める。

4 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれることになってはならない。

5 法第 20 条各号のいずれかに該当する者はその法人の役員になることができない。

6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表しその業務を掌理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるいは理事長がかけた時は理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行するものとする。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産状況を監査する。

(3) 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令を若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会の収集をすること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とするが再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間と

する。

- 3 前2項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸張する。

(役員欠員補助)

第17条 理事又は監事のうち、その定数3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の規定により解任する場合には、その役員にあらかじめ通知するとともに議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員・関係者(選手・公認コーチ)には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問及び名誉顧問)

第20条 この法人に、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委属する。

3 名誉顧問はこの法人に特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により総会の承認を経て決定し終身とする。

4 顧問及び名誉顧問は、この法人の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じ助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

5 第16条第1項の規定は顧問について準用する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (4) 事業報告及び収支決算報告書に関する事項
 - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）
 - (8) 解散した場合の残余財産の処理
 - (9) 法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したこと
 - (10) その他運営に関する重要事項
- （総会の開催）

第24条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15号第4項第4号規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックス及びeメールで総会開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条 総会の議長は理事長が議長を務める。

（総会の定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第29条 各会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は代表権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、第27項、第28条第2項、第30条1項2項及び51条の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックス及びeメールで総会開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事

が緊急を要するもので出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可不同数のときは議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事はその事項の議決に加わることができない。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理由は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した理事は、第36条の適用について理事会に出席したものとみなし前条第3項の規定を準用する。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者名(書面表決者又は表決者がある場合はその数を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録者名2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号にあげるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産が生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、非特定営利活動に係わる事業に関する資産の一種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法代27号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない理由により事業計画及び収支決算を変更する時は、理事会の議決を経て行なう事ができる。但し変更された内容に関して理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入、支出する事ができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は、予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設ける事ができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た書類は、前事業年度の役員名簿、役員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上、剰余金を生じた時は、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担に対し又は権利の放棄をしようとする時は総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条 この法人の定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 前項の軽微な事項に係わる定款の変更を行なった場合は、速やかに所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号事由によりこの法人が解散する時は、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号事由により解散する時は、正会員数の4分の3以上の承認を得なければならない。

4 この法人が合併以外で解散した時は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散は除く）した時に残存する財産は総会において出席した正会員の過半数を持って決した特定非営利活動法人又は民法の公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない

第9章 広告の方法

第55条 この法人広告は、法人の掲示場に掲示すると共に官報に掲載して行なう。

第10章 委員会及び事務局

(委員会)

第56条 この法人は事業の円滑な遂行を図るため理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(作業部会)

第57条 この法人は、理事会の議決を経て委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指示する作業を遂行する。

3 作業部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(事務局)

第58条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長 1 名と予備必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は常務理事をもって充てる。
- 4 事務局員は、理事会の承認を得て理事会で任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第 1 1 章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の役員は、次にあげる者とする。

理事長 米田一典

副理事長 小柳記代子

理事 太田孝司、大西努、水谷啓

監事 中山正文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算書は、第45条の規定に関らず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定に関らず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員年会費		6,000円
支援会員年会費	個人	2,000円
	団体	20,000円